

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	17 公共的団体等の取扱い	関係項目	献血推進事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市献血推進協議会</p> <p>目的：社会全体の輸血用血液の確保に協力し、市民及びその家族に必要な輸血を円滑に行う。</p> <p>内容： 地域献血運動の協力依頼及び献血思想の普及。街頭広報活動をはじめとする献血PR活動の実施。 献血協力依頼のバナー、横断幕表示（7月、12月） 市内主要駅頭で啓発用グッズの配布（7月、12月それぞれ3箇所ずつ）</p>		<p>名称：美原町献血推進協議会</p> <p>目的：献血思想の普及並びにその推進を図ることを目的とする。</p> <p>内容： 美原町献血推進協議会を通じて、町内献血会場への協力依頼、実施、献血思想の普及向上のための啓発活動、献血協力者への処遇の実施、献血推進協議会への町補助金の交付事務及び府補助金の交付事務を行う。 献血の実施（役場、黒山警察署、オージョイフル、年各2回） 献血者への粗品配布等、処遇の実施 企業献血への協賛（粗品提供） 献血思想の普及向上のための啓発活動（広報活動、講演会） 献血推進協議会総会の実施</p>	<p>両市町とも、ほぼ事業内容は同様であるが、事業実施母体である献血推進協議会の組織構成に違いがある。</p> <p>堺市においては、校区自治連合会を中心に協議会が組織されているが、美原町では地区の婦人会、医師会等の団体を含めた形で組織されている。</p> <p>このことは、合併後の自治会関係団体等の組織に大きく関連してくるものと考えられる。</p> <p>したがって、このことを踏まえて合併後5年を目途に協議会の組織構成について調整し、一体性の確保を図る。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	17 公共的団体等の取扱い	関係項目	日赤関係事務
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：日本赤十字社大阪府支部堺市地区</p> <p>目的：博愛人道の精神により設立された赤十字事業を推進する。</p> <p>内容： 社資募集事務をはじめ、日赤大阪府支部の要請により、堺市地区として日赤事業を行う。各支所地域振興課が各区域の事務局として事務を行う。 社資募集事務用品の区分け、配送。 事務長の候補者選考及び就任依頼。 災害見舞金の交付及び用品の支給。</p>		<p>名称：日本赤十字社大阪府支部美原町分区</p> <p>目的：日本赤十字社が実施する赤十字事業を推進する。</p> <p>内容： 社資募集事務をはじめ、災害時には災害見舞金の交付及び用品の支給、分区の運営に係る事務を行う。</p>	
<p>堺市においては、校区自治連合会で奉仕団が組織されているが、美原町では地区の婦人会で組織されている。</p> <p>また、地区、分区からの協力団体に対する交付金の額にも差があり、協力団体については、合併後の自治会関係団体の組織に大きく関連してくるものと考えられる。</p> <p>したがって、このことを踏まえて合併後5年を目途に協力団体の組織構成について調整し、一体性の確保を図る。</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	17 公共的団体等の取扱い	関係項目	青少年指導員連絡協議会
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市青少年指導員連絡協議会 内容：各小学校区青少年指導員会（90校区）の校区幹事で構成されている。 青少年指導員相互の連絡調整を図り、また青少年指導に関する諸問題の研究協議を行い、もって地域における青少年健全育成活動を円滑かつ、効果的に推進する。</p> <p>青少年指導員制度の美原町との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年指導員は、各小学校区自治連合会からの推薦に基づき、市長から選任されている有志のボランティアである。 平成15年度指導員数約1,300人（各小学校区概ね10人以上、90小学校区） ・個人に対する報酬・報償金は支給していない。 ・小学校区活動事業及び協議会事業に対して補助金を交付している。 		<p>名称：美原町青少年指導員会 内容：町長から委嘱を受けた指導員が、青少年の健全育成を目的とし、相互に密接に連絡し協力する。 小学校区単位（6校区）での組織はない。</p> <p>青少年指導員制度の堺市との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年指導員は、非常勤職員として町長から委嘱されている。自治会からの推薦は行われていない。 <p>平成15年度指導員数28人（定数35名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に対し報酬・夜間啓発活動報償金を支給している。 ・町の区域全体における直接執行事業が実施されている。 	
		<p>町の区域全体の代表者を構成員とするよう規約を改正し、合併と同時に同じ協議会を組織する。</p> <p>ただし、青少年指導員制度や実施事業の相違点については、5年を目途とした経過措置を設け、新市において制度の一本化を図る。</p>	

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
17 公共的団体等の取扱い	大阪府青少年指導員連絡協議会	大阪府青少年指導員連絡協議会	堺市制度で実施	堺市制度で実施
17 公共的団体等の取扱い	泉北ブロック青少年指導員連絡協議会	南河内ブロック青少年指導員連絡協議会	堺市制度で実施	堺市制度で実施